特集1 関連施策等の紹介②

川崎市における これからのコミュニティ施策

市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 担当係長 熊島 豊和

1 はじめに

本市は、平成30(2018)年1月現在、政令指定都市の 中で最も高齢化率が低い都市であり、当面は人口増加 が見込まれているが、将来的には超高齢化と人口減少 社会が到来する。他にも地域コミュニティの希薄化 など、暮らしを取り巻く社会環境の変化を見据え、市 民一人ひとりが多様なつながりをつくり、自分らしく 幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、平成31 (2019)年3月に「これからのコミュニティ施策の基本的 考え方」(以下「基本的考え方」という。)を策定した。

2 これからのコミュニティ施策の 基本的考え方

「基本的考え方 |には、多岐に渡る内容が記載されて いるが、新たなキーワードとして、「市民創発」、「まち





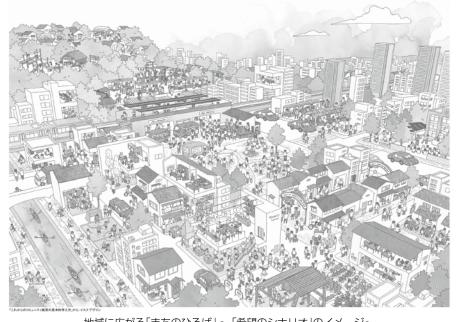
のひろば」、「ソーシャルデザインセンター」が挙げら れるので、この辺りを中心に紹介する。

(1)基本理念

市民自治と多様な価値観を前提とし、さまざまな主 体の出会いとその相互作用によって新たな価値を生 み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗 り越え、その具体的な解決を導く「市民創発」へのパ

> ラダイムシフトにより、多様な つながり (ソーシャルキャピタ ル) や居場所を創出しつつ、幸 福度が高く、誰もが認められる 社会的包摂の進んだ持続可能 な都市型コミュニティを目指す という将来像を「希望のシナリ オ | として掲げ、その実現に向 け、総合的に施策を展開してい くこととした。

> 「希望のシナリオ とは、概ね 10年後の川崎市が目指す、多 様なつながりや居場所 (まちの ひろば)を創出し、幸福度が高 く、誰もが認められる持続可能



地域に広がる「まちのひろば」~「希望のシナリオ」のイメ-

な都市型コミュニティをイメージしたもので、「基本的考え方」を策定するにあたり、各区で開催した市民検討会議ワークショップ等で市民の皆様からいただいた御意見を基に、法政大学人間環境学部の小島聡教授、公益社団法人神奈川県地方自治研究センターの谷本有美子理事・研究員、東京大学高齢社会総合研究機構の後藤純特任講師の3名の委員で構成される有識者会議の御意見も踏まえて作成したものである。

他都市でもコミュニティ施策に取り組んでいるところは多々あり、自治体によっては数十年後のコミュニティの姿を詳細に示しているところもあるが、本市の特徴としては、「基本的考え方」と「希望のシナリオ」を基に、方向性とイメージを市民の皆様と共有し、詳細については一緒に考えて創り上げていくことが挙げられる。

(2)「市民創発」によるコミュニティ形成

「基本的考え方」では、新しい概念として「市民創発」型のまちづくりを掲げている。「市民創発」とは、「様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること」と定義し、単なる足し算ではなく掛け算、それ以上の創出を目指すものである。

本市では、自治の基本を定める最高規範である自治 基本条例において、情報共有、参加、協働という自治 運営の基本原則に基づき、さまざまな施策を展開して きたが、「市民創発」は、これまでの取り組みを否定す るものではない。これまでの取り組みに、新たに「市 民創発」という考え方を共有し、より複雑化する地域 課題に対して的確に対応していくものである。

また、捉え方によっては「市民に丸投げするのか」と感じる人もいるかもしれないが、これまで通り行政としてしっかり対応しなければならない課題は引き続き着実に対応していくとともに、一方で、コミュニティ施策の領域においては、自治基本条例第9条に「コミュニティの自主性や自律性を尊重する」とされていることから、こうしたことを踏まえ、自治の推進のための環境づくりを進めるものである。

3 「新たなしくみ」の構築に向けた 取り組みの推進

川崎市は、人口150万人を超える政令指定都市であ

ることから、これからのコミュニティ施策を考えるにあたっては、小学校区などの身近な範囲である「地域レベル」の取り組み、行政区を範囲とする「区域レベル」の取り組み、全市を範囲とする「市域レベル」の取り組みの三層制により、きめ細かく取り組みを推進することとした。

(1)地域の居場所「まちのひろば」の創出

「基本的考え方」の策定に向けては、市民アンケートのほか、各区で市民検討会議ワークショップを行うなど、さまざまな意見を聴取してきた。ワークショップ

では「こうなったらいなと思う10年後の地域の姿」をテーマに話し合い、その中で、身近な地域であれている。 場所が求められていることが分かった。



町内会館や自宅を開放した認知症 カフェやこども食堂のイメージ

また、さまざまな調査においても、地域のソーシャルキャピタルが社会的孤立を防ぎ、健康寿命等にも良い影響を与えることが実証されていることから、誰もが気軽に集える出会いの場として、官民問わず、多様な地域資源を活用して、地域の居場所「まちのひろば」を創出することとした。

「まちのひろば」は、緩やかでかつ幅広く、場所がある方が望ましいが、必ずしも空間としての固定的・専有的な場所の確保を必要な条件とせず、その機能や課題解決につながる活動自体を重視し、例えば、3人集まれば「まちのひろば」が展開し、何かしらの変化が生まれ、創発につながるという概念である。そのため、「参加のきっかけとなる地域の居場所」であったり、「誰もが気軽に集える出会いの場」であったり、ときには「地域の課題解決の場」としての機能を果たすものである。

「まちのひろば」の創出に向けた行政の役割としては、税財源を直接投入し、行政主導で計画的に創出していくのではなく、「まちのひろば」が生まれやすい環境づくりを進め、川崎のまちのそこかしこに多様な居場所が生まれていくように取り組んでいくこととする。市民が求める「まちのひろば」を自分たちで創ることで愛着も湧き、より自由度の高い「まちのひろば」が創出されることになるからである。

「市民創発」による「まちのひろば」のアイデアをバックアップするために、行政が関わる具体的な取り組みとして、公共施設の地域化などを検討している。市民アンケートにおいても、地域の課題として「住民同士が交流する場や機会がない」ことが挙がっていることから、庁舎、学校、こども文化センター、いこいの家などについて、より自由度の高い活用に向けた地域での利用ルールの決定や、その管理・運用への参加を促進するなどの調整を進めている(図1)。

また、令和元年度の取り組みとして、新たに地域の 居場所「まちのひろば」を創出したいと考えている人 向けに、「まちのひろば」づくり相談窓口を試行的に開 設したところ、開始2カ月で10件もの相談が寄せられ、 「やってみたい」という気持ちを後押しする支援のニー ズの高さを知ることとなった。

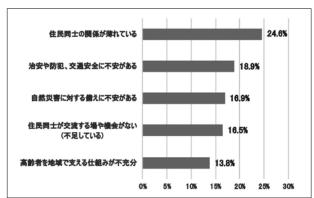


図1 市民にとっての地域の課題 出典:平成29年度かわさき市民アンケート

(2)区域レベルのプラットフォーム 「ソーシャルデザインセンター」(以下「SDC」という。)の創出

市民自治と多様な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって地域でのさまざまな新しい活動や価値を生み出し、社会変革 (ソーシャルイノベーション)を促す基盤 (プラットフォーム)を創出することとした。

具体的には、「人や 団体・企業、資源・活動 をつなぐコーディネー ト機能とプロデュース 機能」、「支援のニー ズ(活動支援、資金助 成、相談、情報収集)



「SDC」のイメージ

とメニューの効果的なマッチング」、「地域課題の解決 を目指した社会実験の展開」、「まちのひろばへの支 援 |など、幅広い機能を想定している。

「SDC」の創出にあたっては、7区横並びに同じものを設けるのではなく、区の持っている資源や抱えている課題なども踏まえて検討し、設置についても最初からすべての機能を備えるのではなく、小さくても少しずつ進めていくこととした。さらに、時間の経過とともに起こる取り組みの硬直化や社会環境との乖離を防ぐために、例えば3年、5年といった一定期間を経過した段階で事業の検証が必要と考えている。

また、行政として段階的な支援を行いつつ、将来的には市民主体の自立的な運営を目指して取り組みを進めていくこととする。例えば、立ち上げ時の運営予算については、「SDC」の機能と内容が重複している既存事業を整理することで支援も可能と考えているが、将来的にはビジネスモデルの導入やクラウドファンディングの活用等、自主財源による運営を見据えたものとすることが望ましいと考えている。「SDC」への行政の関わり方自体が、市民創発型の活動に対する行政参加の新しいモデルとなるように取り組みを進めていきたい。

(3)町内会・自治会等、住民自治組織に関する新たな取り組みの方向性

町内会・自治会は、地縁による結びつきに由来する「住民自治組織」であり、令和元年東日本台風の被害を受け、災害時の「共助」、地域包括ケアシステムにおける「互助」の取り組みなど、改めて町内会・自治会をはじめとする地縁型コミュニティの役割の大切さを再確認したところである。

しかし、歴史的な経緯により、行政からの依頼事務の担い手としての機能も担ってきたが、その過度な負担が住民自治活動を阻害する1つの要因となっていたことから、「基本的考え方」と同時期に「町内会・自治会への依頼ガイドライン」を策



町内会・自治会への 依頼ガイドライン

定し、行政からの依頼事務の負担軽減を図ることで、 本来の住民自治活動の妨げにならないようにしていき たいと考えている。

また、本市の町内会・自治会は、加入世帯数が数世帯のところから数千世帯とそれぞれ異なっているこ

とから、「基本的考え方」では、個別支援の強化を掲げている。個々の町内会・自治会の状況やニーズを適切に把握し、必要とする支援のあり方を検討するほか、個々の町内会・自治会だけでは課題の解決が困難な場合は、近隣の町内会・自治会同士の連携や、市民活動団体や企業等と結びつけるなど、活動を支援するしくみについて検討していきたい。

4 「市民創発」に呼応する 行政のあり方

行政のあり方として、「市民創発」がもたらすさまざまな変化や動きに呼応することが求められていると考えている。本市においては、「市民創発」と「市民自治」をより推進するために、複雑化する課題に対して、公費を直接投入し、その解決を図る従来型のサービス提供手法や行政主導の協働スタイルを見直し、地域の自治の力を育むことにより、多様な主体による市民創発型の課題解決ができるような業務の進め方や予算のあり方等を検討し、行政が担うべきこれからの役割に相応しい新たな自治体像の構築を目指す必要があると考えている。

それに向けては、職員の意識改革と人材育成が必要不可欠だが、その取り組みの一環として、職員プロジェクトチームの設置が挙げられる。令和元年度当初、「まちのひろば」の創出をテーマとして全庁に募集を行ったところ、定員を上回る6職種20名の応募があり、オブザーバー2名を加えた22名で始動した。

若手を中心とする22名の職員たちは、川崎市「『まちのひろば』創出職員プロジェクト」として、地元の町内会との協働による「小田らんたん横丁~防災空地で地域交流~」、企業と連携し、企業の持つ公開空地を活用した「しもぬまべこどもナイト~つくって、おどって、たのしもう~」、新たなつながりづくりに関心のある子育で中のママさんたちと一夜限定で実施した「コミュニティ・スナック日進町」など、さまざまな世代を



職員プロジェクトチームのメンバーたち



対象とした取り組みを行ってきた。

この取り組みの特徴としては、一部の大規模な取り 組みを除いては川崎市が主催ではなく、共催や協力と いった立ち位置で実践しているところにある。これは、 地域の方々の想いを形にする支援を行うことで、令和 2年度以降、行政が関わらなくても継続していけるよ うにするためであり、まさに、市民創発型のまちづく りの後押しをするものである。また、取り組みを可視 化することで、普段まちづくりやコミュニティ施策に 関わりがない方への周知や、「地元にこんな場があっ て、こんな使い方ができるんだ」という広報の役目も 兼ねている。 令和元 (2019) 年11月に開催した「まちの ひろばフェス2019」 においてもプロジェクトメンバー が分科会の1ブースを担当したが、立ち見が出るほど の反響と、アンケート結果でも約87%の人が「大変良 かった」、「良かった」と回答していたことから、このプ ロジェクトに対する関心の高さが伺える。

5 おわりに

「基本的考え方」は、分野別計画とは異なり、本市が目指す理念や考え方を示したものであり、社会環境が大きく変化していく中、より多様化・複雑化する適応課題の同時解決性を目指している。そのためには、1つの固定的な手法だけではその解決が難しいことから、多様な手法や柔軟な対応が必要と考えており、具体的な計画や取り組みを明示するものではない。

これまでの計画行政とは異なる取り組み方ではあるが、コミュニティ施策の目的である「希望のシナリオ」の実現に向けては、常にプロセスを大切にし、市民と一緒に作り上げていくことが何よりも大事だと考えており、今後も型にとらわれることなくチャレンジを続けていきたい。